

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【日光市ホッケー場】

施設区分		使用単位	使用料					
			市内居住者			市外居住者		
			中学生以下	高校生	一般	中学生以下	高校生	一般
ホッケー場(1面) 利用時間	グラウンド	1時間	無料	610円	930円	930円	1,240円	1,870円
	夜間照明	1時間	2,070円	2,070円	2,070円	4,170円	4,170円	4,170円
ホッケー場(半面) 利用時間	グラウンド	1時間	無料	300円	460円	460円	620円	930円
	夜間照明	1時間	1,030円	1,030円	1,030円	2,080円	2,080円	2,080円

備考

1 半面を使用することができる時間は、次のとおりとする。

(1) 中学生以下 午前8時30分から午後9時まで

(2) 高校生及び一般 午後6時30分から午後9時まで

2 市内居住者とは、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。

3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明の使用料にグラウンドの使用料を加えた額とする。

4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

【藤原運動場】

施設区分		使用単位	使用料		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
野球場・サッカー場	グラウンド	1時間	無料	300円	620円
	夜間照明	1時間	510円	510円	1,030円
ゲートボール場		1面 1時間	無料	無料	510円

備考

1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。

2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。

3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。

4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【下原運動場】

施設区分	使用単位	使用料		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場	1時間	無料	300円	620円
弓道場	1時間	無料	無料	無料

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。
- 4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

【足尾中央グラウンド】

施設区分	使用単位	使用料			
		市内居住者		市外居住者	
		中学生以下	左記以外		
野球場	グラウンド	1時間	無料	510円	1,030円
	夜間照明	1時間	1,030円	1,030円	2,080円
テニスコート	1面 1時間	無料	100円	200円	
ゲートボール場	1面 1時間	無料	無料	510円	

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。
- 4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

【足尾向原グラウンド】

施設区分	使用単位	使用料		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
テニスコート	1面 1時間	無料	100円	200円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。
- 4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【栗山運動場】

施設区分	使用単位	使用料		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
運動場	1時間	無料	300円	620円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。
- 4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

【西川運動場】

施設区分	使用単位	使用料		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
サッカー場	1面 1時間	無料	930円	1,870円
	半面 1時間	無料	460円	930円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 夜間照明を使用する場合の使用料は、夜間照明使用料に当該グラウンド使用料を加えた額とする。
- 4 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。